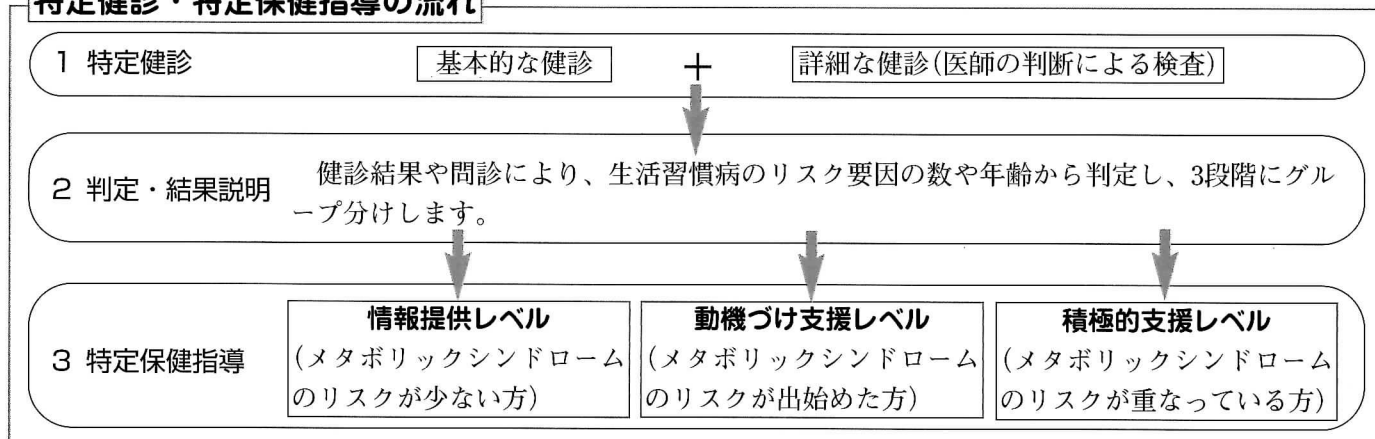


4月1日から 特定健診・特定保健指導が始まります

国の医療制度改革「高齢者の医療の確保に関する法律」により、健康診断とそれに伴う保健指導の仕組みが大きく変わります。新しい健診制度では、医療保険者が義務として、被保険者やその被扶養者を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診(特定健診)・保健指導(特定保健指導)を実施します。

	H19年度まで	平成20年4月から
実施主体	都 留 市	加入している医療保険者(国民健康保険、政府管掌保険、健康保険組合、共済組合など)
対象者	市民(学生を除く)	被保険者 40歳から74歳の方(妊産婦・長期入院者・海外在住者などは除く)
目 的	病気の早期発見・早期治療・早期保健指導	メタボリックシンドローム該当者及びその予備群を抽出し、生活習慣病の予防とその改善のために早期に保健指導を行い、行動変容につなげる。
健診内容	基本健康診査(老人保健法の項目)	特定健康診査(特定健診による項目)
保健指導	受診者に対し、事後指導として健診結果の説明などを実施	健診結果のリスク(危険度)に基づき「情報提供」「動機づけ支援」「積極的支援」の3グループに階層化し、医師、保健師、管理栄養士が保健指導を提供

特定健診・特定保健指導の流れ



特定健診Q&A

Q1 社会保険の被扶養者です。昨年まで市の健診を受けてきましたが、来年度からは市の健診が受けられないのでしょうか？

A1 国保以外の社会保険(政府管掌保険、健康保険組合、共済保険組合など)の被保険者本人やその被扶養者の方の健診は、各医療保険者が実施することになります。したがって、保険者が指定する健診機関で受けていただくことになります。しかし、社会保険の被扶養者については、従来どおり市の集団健診が受けられるよう現在調整中です。詳細については事業主にお問い合わせください。

Q2 76歳ですがどこで受けられますか？また、35歳であっても受けられるのでしょうか？

A2 75歳以上の方の健診は「後期高齢者医療制度」へ移行します。山梨県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりますが、健診は市で実施します。75歳以上の方も今までどおり市の健診が受診できますが、特定健診はメタボリックシンドロームの予防と解消に重点を置いていますので、すでに糖尿病、高血圧、脳血管疾患などの生活習慣病などで通院中の方や治療中の方は医師の指導が優先されます。主治医と相談のうえ、受診してください。

39歳以下の方の健診ですが、社会保険の本人の場合、会社の事業主健診が優先されます。国保加入者と社会保険の被扶養者の方は、市が実施する健診を受診することができます。詳細については広報つる4月号でお知らせします。

Q3 これまでのように、いきいきプラザ都留で胃がん検診などの検診は受けられますか？

A3 特定健診は「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険ごとに実施されますが、がん検診や肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診などは「健康増進法」により従来どおり市の検診として実施します。会社などでがん検診を受ける機会がない方も受けられます。なお、がん検診の種類や対象年齢は広報つる4月号でお知らせします。

★国民健康保険加入者と平成19年度に市の健診を受けた方には、3月中旬ごろに健診内容、日程、申し込み方法などについてのお知らせをお送りします。それ以外の方は、広報つる4月号をご覧ください。